

企業立地設備投資奨励金のあらまし

§ 1 企業立地設備投資奨励金とは、どのような制度ですか？

工場等を新設、増設した場合と、新たに機械設備等を導入した場合に、取得した建物や機械設備の固定資産税（業務開始日以後最初に賦課される税）に対して2分の1に相当する額(500万円限度)を奨励金として助成する制度です。

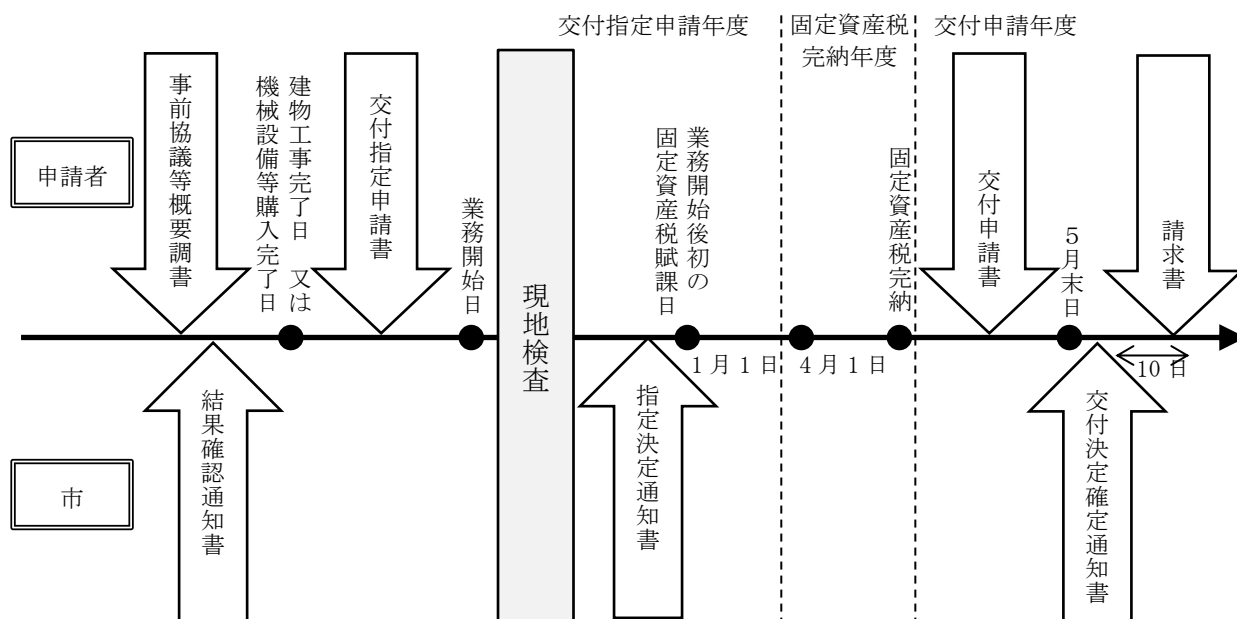
§ 2 どのような業種・施設が対象になりますか？

- ・ 日本標準産業分類大分類Eに分類される製造業又は同小分類011の耕種農業に係る施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調整し管理するもの。）に係る工場
- ・ 同小分類711の研究所
- ・ 同中分類44の道路貨物運送業、47の倉庫業、同小分類484のこん包業又は同大分類Eの製造業若しくは大分類Iの卸売業、小売業に係る物流施設（流通加工等を行う施設に限る。）

§ 3 奨励金を申請するにはどうすればよいですか？

工場等の新設、増設が完了する日又は機械設備等の償却資産の購入が完了する日までに事前協議等概要調書を提出し、その後業務開始日までに交付指定申請書を提出して交付対象事業として指定を受けることが必要です。

§ 4 奨励金交付までのスケジュールはどのようになりますか？



§ 5 補助を受けるための条件はありますか？

補助を受けるためには、補助要件を全て満たすことが必要です。

業種	製造業、施設園芸、自然科学研究所、製造業の分野に係る研究所、 道路貨物運送業、倉庫業、物流施設等
設備投資額	1億円以上
雇用増	・ 1人以上増加 または ・ 0人以上1人未満増加（この場合、生産性10%以上向上が必要）
	※県内に住所を有する従業員であること ※雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者が対象 ※パートタイマー（週30時間未満勤務者）は1/2人に換算 ※雇用増は「事業着手日前1年間の平均従業員数」と「業務開始日の月末の従業員数」の差

§ 6 どのような設備投資が補助対象となりますか？

事業規模の拡大に伴う工場等の家屋及び償却資産への設備投資。

◇補助対象に含まないもの

- ・ 用地取得費
- ・ 建物及び機械設備の賃借料
- ・ 機械設備の移設費及び撤去費
- ・ 建物の解体工事費
- ・ 造成工事費
- ・ 直系血族間又は自己が役員等の法人等との取引に係る費用

§ 7 事業着手日、業務開始日とは何ですか？

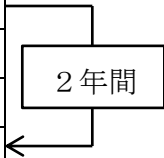
取得形態	工場等の設置	機械設備等の導入	機械設備等の導入 (工場等の設置を伴う)
事業着手日	工場等の設置に係る 工事請負契約日または 建物売買契約日	機械設備等の導入に 係る最初の償却資産 売買等契約日	工場等の設置に係る 工事請負契約日または 建物売買契約日
業務開始日	事業着手日から 2年以内	事業着手日から 1年以内	事業着手日から 3年以内
	土地利用上の規制があり、行政手続きに時間を要するなど合理的な理由があり、事業開始予定日の3カ月前までに所定の様式により市に申し出た場合には、期間の延長ができることがあります。		

§ 8 業務開始日の決め方は？

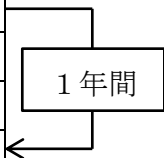
業務開始日は、実際の操業開始日に関わらず、事業着手日から業務開始日までの期間内(§ 7 参照)で、任意の日を選択できます。

※業務開始日以後最初に賦課された固定資産税が奨励金の交付対象になります。

例 1. 工場等の設置の場合

事業着手日	2019. 4. 1	
着工(予定)日	2019. 4. 2	
完成(予定)日	2020. 10. 31	
業務開始(予定)日	2021. 3. 31 までの期間内で設定	

例 2. 機械設備等の導入の場合

事業着手日	2019. 4. 1	
発注(予定)日	2019. 4. 2	
納品完納(予定)日	2019. 10. 31	
業務開始(予定)日	2020. 3. 31 までの期間内で設定	

例 3. 機械設備等の導入(工場等の設置を伴う)の場合

事業着手日	2019. 4. 1	
着工(予定)日	2019. 4. 2	
完成(予定)日	2020. 10. 31	
発注(予定)日	2020. 11. 1	
納品完納(予定)日	2021. 5. 31	
業務開始(予定)日	2022. 3. 31 までの期間内で設定	

§ 9 対象となる固定資産税の決め方は？

業務を開始した日以後最初に賦課される固定資産税。

【例. 対象となる固定資産税のイメージ (※ § 8 例 3 のパターン)】

時期	内容	発注	固定資産 台帳記載	交付対象の捉え方	
				業務開始日 A	業務開始日 B
2019. 4. 1	事業着手日			建物' ⇒ ○	建物" ⇒ ○
2019. 4. 2	着工日	建物		機械①' ⇒ ○	機械①" ⇒ ○
2020. 10. 31	完成日		建物	機械② ⇒ ○	機械②' ⇒ ○
2020. 11. 1	発注日	機械①		機械③ ⇒ ×	機械③ ⇒ ○
2020. 12. 1		機械②	機械①	機械④ ⇒ ×	機械④ ⇒ ○
2021. 1. 1	固定資産賦課日	建物, 機械①		機械⑤ ⇒ ×	機械⑤ ⇒ ×
2021. 2. 1		機械③	機械②	機械③ 業務開始日 A以降初めて賦課される固定資産台帳に載っていないためAは対象外	
2021. 12. 1	業務開始日 A			機械④ 業務開始日 B以降初めて賦課される固定資産台帳に載っているためBは対象	
2022. 1. 1	固定資産賦課日	建物' 機械①' 機械②		機械⑤ 業務開始日以降の発注のため対象外	
2022. 2. 1		機械④	機械③		
2022. 3. 31	業務開始日 B				
2022. 4. 1	業務開始日	機械⑤	機械④		
2022. 6. 1	の設定不可		機械⑤		
2023. 1. 1	固定資産賦課日	建物" 機械①" 機械②', 機械③, 機械④, 機械⑤		「'」償却資産 1年経過 「"」償却資産 2年経過	

※発注品の支払の有無に関わらず、固定資産台帳に掲載されていれば、奨励金の対象になります。

§ 10 奨励金は何回でも受けられますか？

事業規模の拡大に伴う工場等の家屋及び償却資産に賦課される固定資産税であれば、何回でも受けられます。

§ 11 関連企業で共同して設備投資や操業する場合、奨励金を受けられるか？

受けられます。ただし、交付の対象となる企業等は、工場等の家屋及び償却資産に賦課される固定資産税の納税義務者になります。

§ 12 奨励金の対象となった建物等を売却等した場合は、どうなりますか？

返還の必要はありません。ただし、交付対象企業等から相続、合併、分割、営業譲渡等により事業を継承した企業等は、その地位を承継するため、既に奨励金が交付済の場合は奨励金を受けることはできません。